

**「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について」（令和3年11月1日  
国都安第49号・国都計第96号・国都公景第112号・国水政第82号・国住参建第2016号）の改正箇所一覧**

(※改正箇所は下線部分)

ページ	行	改正前	改正後	改正理由
5	10	<u>特定都市河川</u> 改正	<u>特定都市河川法</u> 改正	脱字修正
5	23	<p>・・・を所管する立場から<u>特定都市河川及び特定都市河川流域の指定</u>を行うこととしている。</p> <p>このため、都道府県知事が特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとする場合も、前述の趣旨に鑑み、河川担当部局、下水道担当部局及び都市計画担当部局をはじめ流域内の関係部局の緊密な連携の下に指定することが必要であり、<u>特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（変更又は解除を含む。以下同じ。）</u>を行おうとするときは、あらかじめ当該河川流域内の関係部局と十分な時間的余裕をもって協議されたい。</p>	<p>・・・を所管する立場から<u>特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（変更又は解除を含む。以下同じ。）</u>を行うこととしている。</p> <p>このため、都道府県知事が特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとする場合も、前述の趣旨に鑑み、河川担当部局、下水道担当部局及び都市計画担当部局をはじめ流域内の関係部局の緊密な連携の下に指定することが必要であり、<u>特定都市河川及び特定都市河川流域の指定</u>を行おうとするときは、あらかじめ当該河川流域内の関係部局と十分な時間的余裕をもって協議されたい。</p>	「特定都市河川及び特定都市河川流域の指定」の初出箇所において、当該指定に「変更又は解除を含む」旨を明記し、「以下同じ。」と定義すべきであるため修正。
6	12	当該特定都市河川に <u>接続する</u> 河川	当該特定都市河川が <u>接続する</u> 河川	表現の適正化
12	5	現在の整備水準を <u>越える</u> 規模の降雨	現在の整備水準を <u>超える</u> 規模の降雨	誤字修正
14	22	・・・当該地方公共団体が作成する案に基づいて <u>作成</u> されたい。	・・・当該地方公共団体が作成する案に基づいて <u>定めら</u> れたい。	表現の適正化

15	20	「必要があると認めるとき」とは、計画の軽易な事項に関して意見聴取等を行う必要がないことが明らかな場合及び変更の規模が小さく河川等への影響が小さい場合等に限られるものであり、・・・	「必要があると認めるとき」に該当しない場合とは、計画の軽易な事項に関して意見聴取等を行う必要がないことが明らかな場合及び変更の規模が小さく河川等への影響が小さい場合等に限られるものであり、・・・	「必要があると認めるとき」に該当する場合ではなく、該当しない場合の説明を行うことを意図しているため、当該意図を正確に表現する観点から修正。
19	9	条例により	地方公共団体の規則により	事実誤認の記載のため修正。
20	18	都道府県知事等による認定	都道府県知事等による認定	脱字修正
21	21	課税標準を1/3を参酌して、・・・	課税標準について、1/3を参酌して、・・・	表現の適正化
22	21	雨水貯留浸透施設の所有者等	協定雨水貯留浸透施設の所有者等	表現の適正化
22	22	雨水貯留浸透施設の管理の方法	協定雨水貯留浸透施設の管理の方法	表現の適正化
22	34	管理協定の目的となる雨水貯留浸透施設の名称	協定雨水貯留浸透施設の名称	表現の適正化（同ページ4行目で定義が置かれているため。）
24	2	認定雨水貯留浸透施設の敷地	認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地	表現の適正化（「認定雨水貯留浸透施設」との用語の定義は置かれていないため。）
26	5	都道府県知事等は、貯留機能保全区域を指定するときは、以下のとおり、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。地元説明会等を開催する等、住民等に対し制度内容の周知、情報提供を行い、当該区域の指定の必要性に関する理解を深	都道府県知事等は、貯留機能保全区域を指定するときは、以下のとおり、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長（指定都市の長及び中核市の長を除く。）の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。地元説明会等を開催する等、住民等に対し制度内容の周知、情報提供を行い、当	貯留機能保全区域の指定の前に市町村長の意見を聴くとともに、指定解除の際に市町村長への意見聴取を行わなければならないのは都道府県知事であり、指定都市の長及び中核市の長はこれに含まれないため修正。

		めつつ行うことが望ましい。なお、指定解除の際は、 <u>市町村長及び土地の所有者への意見聴取が必要である。</u>	該区域の指定の必要性に関する理解を深めつつ行うことが望ましい。なお、指定解除の際は、 <u>市町村長（指定都市の長及び中核市の長を除く。）</u> 及び土地の所有者への意見聴取が必要である。	
27	25	また、都道府県知事等は、貯留機能保全区域を指定するときは、その旨を、当該貯留機能保全区域をその区域に含む <u>市町村の長</u> 及び当該貯留機能保全区域内の土地の所有者に通知しなければならない。 <u>市町村長</u> 及び土地の所有者に対しては、・・・	また、都道府県知事等は、貯留機能保全区域を指定するときは、その旨を、当該貯留機能保全区域をその区域に含む <u>市町村の長（指定都市の長及び中核市の長を除く。）</u> 及び当該貯留機能保全区域内の土地の所有者に通知しなければならない。 <u>市町村長（指定都市の長及び中核市の長を除く。）</u> 及び土地の所有者に対しては、・・・	貯留機能保全区域の指定の旨を市町村長に通知しなければならないのは都道府県知事であり、指定都市の長及び中核市の長はこれに含まれないため修正。
29	19	都道府県知事等は、届出を受けたときは、特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第 44 条に定めるところにより、当該届出の内容を市町村長に通知しなければならない。届出に係る貯留機能阻害行為が行われることで、貯留機能保全区域の都市浸水の拡大を抑制する効用が低減ないし消滅するような場合には、 <u>都道府県知事等のみならず、・・・</u>	都道府県知事は、届出を受けたときは、特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第 44 条に定めるところにより、当該届出の内容を市町村長に通知しなければならない。届出に係る貯留機能阻害行為が行われることで、貯留機能保全区域の都市浸水の拡大を抑制する効用が低減ないし消滅するような場合には、 <u>都道府県知事のみならず、・・・</u>	届出の内容を市町村長に通知しなければならないのは都道府県知事であり、「都道府県知事等」の「等」で読むこととされている指定都市の長及び中核市の長はこれに含まれないため修正。
30	19	<u>盛土や地表水の流れを妨げる物件を設置しようとする行為</u> に対して、・・・	<u>貯留機能阻害行為</u> に対して、・・・	表現の適正化（27 ページ 13 行目で定義が置かれているため。）

30	25	<p>都道府県知事等が貯留機能保全区域を指定しようとする際には、<u>河川管理者又は下水道管理者</u>は必要な情報提供、助言その他の援助を行うこととされている。</p> <p>一般に、河川管理を担う河川管理者<u>又は下水道管理</u>を担う下水道管理者は、河道、河川管理施設又は下水道施設の現況等について、測量や踏査、点検等によって随時把握している。河川管理者<u>又は下水道管理者</u>がこの知見を活用して必要な情報提供や助言等を行うことが、都道府県知事等による効果的な貯留機能保全区域の指定のために必要である。河川管理者<u>又は下水道管理者</u>の行う援助の具体的内容は・・・</p>	<p>都道府県知事等が貯留機能保全区域を指定しようとする際には、<u>河川管理者及び下水道管理者</u>は必要な情報提供、助言その他の援助を行うこととされている。</p> <p>一般に、河川管理を担う河川管理者<u>及び下水道管理</u>を担う下水道管理者は、河道、河川管理施設又は下水道施設の現況等について、測量や踏査、点検等によって随時把握している。河川管理者<u>及び下水道管理者</u>がこの知見を活用して必要な情報提供や助言等を行うことが、都道府県知事等による効果的な貯留機能保全区域の指定のために必要である。河川管理者<u>及び下水道管理者</u>の行う援助の具体的内容は・・・</p>	<p>「河川管理者 or 下水道管理者」ではなく、「河川管理者 and 下水道管理者」と解釈すべきであるため修正。</p>
34	2	<p><u>特定都市等</u></p>	<p><u>指定都市等</u></p>	<p>誤字修正</p>
36	2	<p>特定開発行為によって生ずる崖の崖面の下端の周辺の地盤面については、流水が集中する崖の隅角部から<u>洗堀</u>が進み、崖面のすべり破壊や擁壁の倒壊が懸念されることから、同条第2項により、根固め、根入れ等の措置を講ずることとしている。なお、当該崖の崖面の下端に道路等を配置する場合には、アスファルト等の道</p>	<p>特定開発行為によって生ずる崖の崖面の下端の周辺の地盤面については、流水が集中する崖の隅角部から<u>洗堀</u>が進み、崖面のすべり破壊や擁壁の倒壊が懸念されることから、同条第2項により、根固め、根入れ等の措置を講ずることとしている。なお、当該崖の崖面の下端に道路等を配置する場合には、アスファルト等の道</p>	<p>誤字修正</p>

		路舗装（路盤までの厚さが薄い簡易舗装を除く。）によることも可能である。また、地盤の安定計算により崖面等の安全性が確かめられた場合又は想定洪水等による <u>洗掘</u> を前提として・・・	路舗装（路盤までの厚さが薄い簡易舗装を除く。）によることも可能である。また、地盤の安定計算により崖面等の安全性が確かめられた場合又は想定洪水等による <u>洗掘</u> を前提として・・・	
37	30	当該建築物を利用する者の生命・身体に <u>被害</u> が生じるおそれがあるため	当該建築物を利用する者の生命・身体に <u>危害</u> が生じるおそれがあるため	誤記修正
41	3	特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第68条に定める技術的基準と併せて、当該建築物が同法第68条第2項に規定する基準を参酌して・・・	特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第68条第2項第1号に定める技術的基準と併せて、当該建築物が同法第68条第2項第2号に規定する基準を参酌して・・・	技術的基準と参酌基準のそれぞれ根拠となる号を書き分ける必要があるため修正。
41	8	特定都市河川法改正による改正後の同法第60条の許可	特定都市河川法改正による改正後の同法第66条の許可	誤記修正
41	24	<u>水防法改正</u> において、・・・	<u>改正法による水防法の改正</u> （以下「 <u>水防法改正</u> 」という。）において、・・・	初出箇所において「水防法改正」の定義を置くべきであるため修正。
42	8	<u>改正法による水防法の改正</u> （以下「 <u>水防法改正</u> 」という。）においては、・・・	<u>水防法改正</u> においては、・・・	同上
47	25	10年を <u>越えて</u> 管理する	10年を <u>超えて</u> 管理する	誤字修正